

====公布された規則のあらまし====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の新設、鳥取県特別職報酬等審議会条例の廃止及び鳥取県採石条例の一部改正に伴い、附属機関に関する規定について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会について、次のとおりその担任する事務及び庶務を担当する機関を定める。

附属機関名	担任する事務	庶務担当機関
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価であることその他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）	産業開発課

(2) 鳥取県特別職報酬等審議会に係る規定を削る。

(3) 鳥取県採石場安全対策審議会の担任する事務について所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、(1)及び(2)は公布の日、(3)は平成19年1月1日とする。